

至 急

事務連絡
令和6年5月27日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
副会長 鈴木 孝一郎

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

標題の件に関しまして、令和6年度介護報酬改定により、6月1日に新設された介護給付費（医療用麻薬持続注射療法加算、在宅中心静脈栄養法加算）を算定する場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を、事業所又は施設ごとに、書面により提出していただく必要があります。

つきましては、下記の静岡県ホームページ「令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」（政令市所在の保険薬局については、静岡市、浜松市の該当ページ）等を確認のうえ、ご提出をお願いいたします。当該加算を算定しない場合は、提出の必要はありません。

なお、算定を開始する時期については、届出が暦月の15日以前になされた場合は翌月から算定、暦月の16日以降になされた場合は翌々月から算定開始となりますのでご注意ください。

また、今回の届出は医療保険とは異なるため、提出先についても同ホームページ等にてご確認いただきますよう併せてお願いいたします。

記

＜提出書類＞（※各様式の名称等は自治体により異なります）

- （1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※静岡県の場合
 - （2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（様式5）※静岡県の場合
- *記入上の注意事項等を確認の上、ご記入願います。

＜静岡県ホームページ＞

ホーム > 健康・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険事業者・施設等の指定・指導・監督 > 介護保険事業者の指定・変更の手続き > 令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushijigvoshashido/1002966/1062343.html>

＜静岡市ホームページ＞

静岡市トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉・介護 > 介護福祉 > 介護事業者のみなさまへ > 申請・届出・報告等 > 加算の届出（『介護給付費算定に係る体制等に関する届出書』）

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002971.html>

<浜松市ホームページ>

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 介護保険事業者及び従業者の皆様へ > 介護
給付費（第一号事業費）算定に係る体制等の届出について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/kasan.html>

以上

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木

電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028

E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp